

は「地主と小作労働者との中間に立つ経営者」としての「業主」の出現に注目するのに反し、周藤先生はそれが支配的でない、と主張する。両方とも正しいであろう。結局は立場の相違というべきか。

批評というものはたかく無理解無責任になりがちである。私もこの弊に陥つているかも知れない。それは私の無学のせいである。周藤先生に存在する問題はまた私自身の問題でもある。更に東洋史学全体の問題でもある。今後唐宋の時代を考える場合、この周藤先生の業績なしに考えられないことは確かである。より深く先生の業績を理解せねばならぬことを私は痛感している。

(七二六頁 一四〇〇円 東京大学出版会)

—勝 藤 猛—

竹内理三編

日本封建制成立の研究

戦後めざましい進展を示した中世史研究に、いささか沈滞の様相が見られる時、竹内理三氏をはじめとする七氏の研究論集が上梓された。斯学の泰斗として令名高い竹内氏は

さておき、他の六氏は、多く戦後の中世史研究の中で、自らの研究を推進され、現在学界の中堅として夫々のユニークな学風を謳われている。さればこの論集を繙くにあたって、中世史研究の最高水準をゆくものとしての期待を抱かぬ人はなからう。以下各研究の概要を紹介し、併せて所見の一端を述べよう。

巻頭竹内理三氏の「在庁官人の武士化」は旧稿「武士発生史上に於ける在庁と留守所の関係」史学雑誌四八ノ六に、在国司職の性格を明かにされる等の小訂を加えられたものであるが、一昔半を経た今、美酒の風味は失われていない。古代後期における不在国司の増加に伴ない、国衙に常在の官人は、在庁(官人)として国務の実際を行う様になる。一方国守は私吏(目代)を派遣し、目代を中心に留守所が構成され在庁を指揮する形式が一般化する。目代は国守の私吏であつて国守の交迭に伴なつて遷替する結果、実力を蓄積することは困難である。これに反して在庁は武官を兼帯し世襲化して武士となり、更に鎌倉御家人となるものもある。この様な場合、在庁は幕府に、目代は公家に所属する訳であるが、知行国制が進み等するにつれ、様々な形で目代と在庁

の分離対立が一般化すると述べておられる。中世における国衙についての研究は最近一般に不振であつて、この論稿あたりから考え直す必要がある。氏が目代及び留守所の機能の強さを国守との関係から三つの類型(大和・丹波・豊後讃岐)に分類された点等、分類の基準も正鶴を得たものと思われ、古代国家権力との関係において武士の成立を考える好箇の手掛りであろう。この類型を更に展開して各地の在庁の古代末—中世初期における動向を綜的に究明すれば、興味ある事実が明かになるのではなからうか。

次いで飯田久雄氏は「武門の棟梁と古代政権—京都に於ける場合—」において、平氏的全盛より鎌倉政権成立に至る過程における武門の棟梁(清盛・義仲・頼朝)に対する貴族層の理解乃至批判を述べておられる。外戚関係、官位、知行国、庄園等すべて古代国家機構に寄生していた平氏は、福原遷都後の慌しい社会情勢の展開の中で、畿内近国における軍事行政権、寺社本所領庄園の管理権を掌握することによつて軍閥政権を樹立しようとするが、旧勢力の反抗に逢つて孤立する。そして旧勢力によつて平氏打倒の為に、迎え入れ

られた義仲も彼自身の素朴さの故に、貴族の陰謀によつて同じ運命を辿り、貴族は彼に代えて頼朝を迎えようとする。然し頼朝はその巧な政策によつて貴族の信頼を博する一方、次第に強硬な態度をとつて政局の主導権を握る。かくて武門の棟梁相互の牽制、孤立化によつて、漁夫の利を得んとした旧勢力の伝統的政策は、新しい時代への認識を欠いた結果、自己の墓穴を掘ることを余儀なくされたと述べられる。

具体的な政治過程を詳細に描き、その中で貴族の武者纏が把えられており、論旨に異論はないが、すでにこの間の政治過程について、石母田正氏のすぐれた業績（古代末期の政治過程及び政治形態をもつて）をいささか斬新さの稀薄が感ぜられる。使用された史料も、殆ど公家の記録に限られている結果、内乱の歴史的な動きが、全社会的な動きの中に位置付けられず、政治史としても、思想史としても不徹底なものになつた様に思われる。

評
「鎌倉幕府訴訟制度の研究」以来、鎌倉幕府史の水準を高めて来られた佐藤進一氏は「鎌倉幕府政治の専制化について」において、旧作以来懸案の得宗専制の問題を追及してお

られる。即ち氏は鎌倉幕府史を、將軍独裁制・執権政治・得宗専制の三期に区分されるが、得宗専制成立の拠点を幕府機構の面から究明し、(一)評定衆の無力化と得宗の私的な寄合の制度化 (二)幕府中樞への得宗被官の任用 (三)地方機関への北条一門配置及びそれらに対する得宗の一元統制等の諸現象を指摘された。更にこの得宗専制化の契機を主として御家人問題から考えられる。即ち得宗専制進展と共に得宗専制に対する御家人の抵抗を抑えるための慰藉として出された御家人所領保護立法について、氏は、本来幕府支配の二大支柱を人身支配原理に基づく御家人制と土地支配原理に基づく地頭制として把えられる立場から、人身支配を通じて土地支配を貫徹することによつて御家人制の基礎の動搖を阻止しようとするものであると理解される。然しかかる政策を貫徹する鍵は、本来幕府の権限の外にある為、当然公家本所勢力との対決が生れる。その結果、幕府権力は、矛盾と政治不安を内蔵し乍ら、外（公家本所権力）に対しては強圧的な形を執るのであると述べておられる。

久しく温められた主題だけに流石にソツが

無く、東大寺文書の凝然自筆梵網戒本疏日珠鈔卷第八裏文書や弘安七年令の分析には、いつもながらの着実な考証が見られる。只氏の分析視角が主として北条氏を中心としている結果、氏自らも指摘されている御家人の多様性、或は御家人対幕府（北条氏）の対立妥協の關係が鮮明に描出されず、幕府内部のみの歴史として矮小化される危険があり、これらの点を考慮すれば、御家人所領保護立法についても別な評価が可能ではないかと思われ

る。
次いで渡辺澄夫氏は全巻を通じて最も野心的な雄篇「畿内庄園における均等名の歴史的な性格」をもとにされている。古代的支配の強固な畿内及びその周辺にあつては、田堵名主層が国衙の難役を回避して所領寄進を行う場合、庄園領主への人身的隷属を前提とするほかなかつた。この様な事実、及びその事から必然的にもたらされる公事勤仕こそ、畿内庄園―均等名・撰闕家大番名・番等―の特色である。ところで撰闕家大番名では、舎人は有力名主のみに留まり、またその人身支配は土地支配に迄発展せしめられず、撰闕家の高踏的―本家の所領形態の反映が見られる。また番

は多くの零細名主と他方多くの大名田堵を包含し、取組組織の性格が強く、番頭も庄官的で、領支配の比較的不徹底な畿内周辺部に分布する。これらに対して、人身的支配と名田支配とが一体的に結合した農業経営体として、古代権力の最も徹底した形を示すのが均等名であつて、零細な農民の名主から構成され、庄園領主の陛下たる畿内中心部に多い。

かくて田堵名主層と庄園領主との間に結ばれ、畿内庄園の特色を形成している人身的隷属関係は、一は律令制から庄園制への進化の過程に於いて、古代権力によつて發展的対応が行われた結果もたらされたものであるが、他方畿内名主層の矮小さの所産であり、平安鎌倉期における畿内の一般的停滞の原因もこの点にあるとされる。

「畿内型庄園の名構造に関する一試論」

史学新で、家父長の名田経営の分解に均等名の成因を求める旧説を批判されて以来、氏はこの一見特殊な主題を地道に追求され、若槻庄・出雲庄等の実例を提示されてきた。いま「均等名の歴史的性格」なる謙虚な題名を付せられた本稿は、番及び大番名との対比に於いて、畿内庄園の特質を総合的に明かにせん

としたものであつて、庄園の景観的研究に墮しがちなこの問題も、ここでは在地の實質に即応するような古代権力の対応を指摘し、所謂「古代の再建」の実態を明かにされる等、政治史研究にも大きな示唆を与える迄に至つてゐる。それだけに望躡する処少くないが、例えば庄園領主の支配を考へる場合、単に地域の分布を問題にすると共に、各庄園領主(特に大寺院)の支配の特色、支配圏等をも考慮する必要がある。というのは畿内中心部とか周辺とかの常識的な説明では、氏の種類が、生産力発展の視角からなされているのか、庄園領主の支配の濃度を考へておられるのか判然としないからである。また均等名・撰闕家大番名・番等の諸類型が如何なる基準によつて多くの畿内庄園の事からとり出されたのか、こういった点の説明もなされておらず均等名といつた形で畿内庄園の特質を考へることの当否は今後に残されるのである。尚番の内部構造については、今後均等名同様の深い分析を試みられることによつて、氏の所論の妥当性が益々立証されることを期待したい。

次に松岡久人氏の「百姓名の成立とその性格—郷戸及び領主の名との關係面を中心とし

て—」は、題目の示すように、百姓名と領主の名との関連を論じて、百姓名に関する松本新八郎、石母田正、安良城盛昭氏等の所説を批判されたものである。氏は先ず郷制を継承したと思われる地で、一方に多数の小規模百姓名、他方に少数の大規模な領主の名(保)の存在することを指摘され、これを律令制の動搖に伴なう徴税体系の変化と関連付けて説明される。即ち税法の基準が人から土地へと變つて行く傾向の中で、延喜年間には、中央の為政者は籍帳を亂し、これに基づいて班田を行い、残余を乘田として賃租せしめ、調庸の増収をはかつた。こうして一般の貧弊の民は、常に律令国家権力によつて編戸され、国家権力の現地における代行者たる郷司の支配をうけつつ、郷内の公田を得益した。他方彼等班田農民が、よし小規模な墾(治)田を開発したとしても、その私有権は不安定で、終には郷司の有力者の下に集積され、班田農民はその預作者となる。このように有力者のもとに集積された墾田は、雑公事免の領主の名を形成したと述べられる。

公田と墾田の峻別、編戸の政策の継続等を強調される如く、松岡氏の見解の特色は、律

令体制乃至は律令國家の政策を極めて大きく
評價される点にある。而も律令國家の政策
も、ここでは必ずしも發展的な対応としてで
はなく、非常に復古的、反動的なものとして
把えられている。それだけに此等の政策が在
地に於いて果してどのように受け容れられた
かについては、自と別個の問題になるわけ
であつて、類聚三代格等に見える政治的施策を
過大評価されている様に思われる点も少なく
ない。班田が形を変えてでも行われて行く場
合、重要なのは寧ろその変り方なのではな
らうか。

さて一昨年「下地中分論」史学雑誌 六二、一において、
莊官の封建領主化の問題を提出された安田元
久氏は、東寺領若狭太良庄について、その具
体的立証を試みておられる。即ち「莊官的領
主制の形成——太良庄預所定宴について——」が
それである。太良庄で活躍した真行房定宴
は、事務に練達した公文として、特に菩提院
行遍等の私的な信任を得て、この地に派遣さ
れた。彼は自ら任所を、或は自己の女子・下
人を在地に遣したりして、名田の確保を望む
名主層を把握し、領家預所の利益を擁護して
地頭と抗争しつつ、領主化することに成功し

た。然し同じく彼が関与した弓削島庄では、
一は庄園支配者の上部機構が複雑で、定宴に
対する上級僧侶の有力な支持が得られなかつ
た為、また低い農業生産に阻まれて、彼が太
良庄で自己の陣營に招いた様な名主層が未成
熟であつた為、その経営方式が失敗に歸し
たのと對比されている。

太良庄の歴史の豊かな内容、それに応ずる
豊かな史料は、本庄に論及した汗牛充棟の諸
論稿を生んだが、定宴を徹底的に追求し、ま
た弓削島庄等他の東寺供僧料地との關係から
問題を究明した卓見は、安田氏に帰せられ
る。それだけに太良庄の全歴史過程での定宴
の位置付けは、それが必ずしも氏の論点でな
かつたにせよ、十分とは言えない。例えば定
宴のうちたてた庄官的領主制なるものの具体
的内容、本質的性格が語られておらず、また
その説明に用いられた実例も、預所世襲化の
問題をはじめ、定宴死後の二、三に留つてお
り、定宴と後に当庄で活躍する淨妙、尚慶等
との差異、従つて庄官領主化のチャンピオン
として定宴をもち出された必然性が明かでな
い。

最後に永原慶三氏は「在家」の歴史的性

格とその進化について——農奴制形成史上の一
問題——で、主に九州の蘭(在家)の史料に基
づき、奴隸制から農奴制への進化の課題に対
決される。人身支配の原理にたつ律令体制の
解体が進むと、その収取体系の中で最も重要
であつた徭役労働の収取が麻痺せしめられる
この様な事態において、嘗ては人身別賦課の
調庸及び徭役労力の再生産源としてしか把え
られていなかつた畠地をも、檢丈量量して地
積別賦課の対象たらしめることが必要になる
が、その企とて多くの困難に直面せざるを得
ない。かかる条件の中で、畠地生産物及び徭役
の収取単位として成立するのが在家である。

辺境庄園に於いては、在家は根本領主(名主)
の私的隸屬民となるのであるが、また庄園領
主や新入の惣地頭による追求の対象ともな
り、在家掌握をめぐる支配者間の争いが随所
に展開される。この間在家農民は、夫役忌
避・蘭付水田の造成・隱畠開拓等によつて、
自己の解放をすすめ、嘗て強制的に耕作せし
められていた用益地でも、彼等が年貢担当者
として直接扱えられることによつて法的な保
証を得る。然し在家の進化は、その階層分化
によつて、一部の上層在家が他を隸屬させる

形でしか実現されず、従つて直に農奴制の一般的形成をもたらすものではない。とはいへ在家の進化に伴なつて成立した二次的な(上層の)在家は、従来の名主とは異り、隸屬的な生産者と共に、支配層と戦う可能性をも有つたものであるとされる。

律令制以来の畠地の特殊性に着目され、その点から所論を展開されたこと、また在家の進化の過程を具体的に跡付け農奴制形成史の中に位置付けされたこと等、本稿には注目すべき見解が少からず見出される。唯氏は年貢担当者としての容認といつた庄園領主側の対応については述べられたが、在家を直接把握していた名主は、在家の進化にどのように対処していったのであろうか。勿論氏は東國の國人層の動きについて「東國における惣領制の解体過程」^{六二、六三}の中で触れておられるが、この点を今後明かにして頂きたいと思う。井ヶ田良治氏が「南九州における南北朝内乱の性格」^{日本史研究}で提出された伝統的領主(名主)と地頭との対立は、重要な問題点の一つであるが、九州の「在家」の問題を考える際には此様な複雑な支配関係と関連付ける事が、必要でなからうか。さて最後に氏が單なる見通し

として出されたが看却し得ないのは、新しい在家としての二次的名主の成立を、上級領主に對する戦線の拡大とされた点である。氏はその実証を「莊園解体期における農民層の分解と農民闘争の形態」^{歴史評論}四四―四五で畿内について試みられた処であり、また氏の所論に對する賛否は暫くおくが、辺境の在家の進化が、土一揆を説明する理論に簡単に接合されている様である。より必要なのは、辺境は辺境としての一貫した見通しをうちたてることではなからうか。

以上筆に任せて、蕪雜な紹介と非礼な感想を連ねたが、各論者が久しく追求されたテーマについて、極めて精力的に、且真摯に、考察を深められた事は、筆者の深い敬意を払う処であつて、その表現の言葉を知らない。今後の中世史研究にあたり、研究者が必ず出発点としなければならぬ必携書を見出した喜びが、この非礼な無辭を記させたものとして、ひたすらに御海容をお願いしたい。然し佐藤氏の得宗、渡辺氏の均等名、安田氏の庄官的領主制、永原氏の在家という極め付の配列を見る時、これらの先学には一層夫々の問題を深め、中世史の大きな潮流の中に統合されん

ことを望むと共に、新しい分析視角の發見がひろく中世史家によつてなされる事こそ、今後の中世史を發展せしめる一つの方途であると考え。今一つの方法としては、律令体制の崩壊との関連の中で中世史を究明する事である。本書中の多くの論者が異口同音に述べられる「人から土地へ」「人身的賦課」などの概念が、内包を必ずしも明確にされぬままに用いられているという不満はある。然し中世後期の研究が近世農村史との緊密な連絡によつて、著しく推進されている事と思ひ合せ、律令体制の崩壊と関連付けて中世史を研究しようとする方向は、当然の事乍ら、喜ぶべき現象である。(A5三四八頁、五八〇頁、吉川弘文館)

——上横手雅敬——

G・トムソン著
池田 薫訳

ギリシヤ古代社会研究

——先史時代のエーゲ海——

このような書物の紹介は私には荷が重すぎる。本書はその内容において余りに多岐である。豊富であつて知識をこえるばかりでなく、従来の研究とは別な新しい立場(マルキシズ